

承認第 2 号

専決処分事項の承認について

和歌山県市町村総合事務組合同規約の一部を改正する規約について、急施を要するため、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 179 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり市長において専決処分したので、同条第 3 項の規定により議会に報告し、承認を求める。

平成 25 年 9 月 2 日 提出

橋本市長 木下 善之

専決処分について

和歌山県市町村総合事務組合同規約の一部を改正する規約について、急施を要するため、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 179 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり市長において専決処分する。

平成 25 年 8 月 1 日 専決

橋本市長 木下 善之

和歌山県市町村総合事務組合同規約の一部を改正する規約

和歌山県市町村総合事務組合同規約（昭和34年規約第1号）の一部を次のように改正する。

別表第1及び別表第2第3条第1項第2号に掲げる事務の項中「富田川治水組合」の次に「、紀南環境広域施設組合」を加える。

附 則

この規約は、平成25年8月1日から施行する。